

柏 原 市 農 業 委 員 会

令 和 7 年 4 月 定 例 農 業 委 員 会 議 事 録

令和7年4月11日

柏 原 市 農 業 委 員 会

日 時 令和7年4月11日(金) 午後1時30分～

場 所 柏原市役所 4階 大会議室

出席者・欠席者の状況

出席者 16名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員3名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	田中 数雄	○	8番	益池 智子	○
2番	田中 幸一	ー	9番	金田 順一	○
3番	川口 智司	○	10番	東部 孝久	○
4番	山下 隆紀	○	11番	森口 忍	○
5番	田中 圭作	○	12番	間下 全朗	○
6番	奥野 富康	○	13番	新屋 広子	○
7番	横尾 政広	○	14番	乾 一	○

【農地利用最適化推進委員】

15番	巳波 生治	○	17番	青山 浩二	ー
16番	森田 義彦	○	18番	森岡 稔	○

事務局出席職

局 長 北井 潤一
参 事 堅木 康弘
主 査 山本 昌弘
松浦 有希子
米澤 直子

配布物

- ・農業時報
- ・①農業委員会はこんな活動をしています！
- ・②あなたも地域農業のために活動してみませんか！
- ・③信頼される農業委員会であるために

議 事 日 程

(報告事案)

農地法第5条第1項第6号の規定による届出報告 1件

(議決議案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する
意見決定について 1件

(その他)

事務局からの連絡事項

- ・令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- ・農業時報

局 長 あいさつ

会 長 あいさつ

(柏原市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により会長が議長の席につく)

議 長 現在、過半数の委員さんが出席されていますので、柏原市農業委員会
会議規則第8条の規定により、4月定例農業委員会が成立しているも
のと認め、ただいまより会議を開催します。
初めに、本日の議事録署名者を選出したいと思いますが、署名者につ
きましては、私の方より指名させていただいてよろしいですか、お諮
りします。

(異議等無し)

議 長 ただいま、異議無しの声がありましたので、本日の議事録署名者を
新屋委員 と 乾委員にお願いします。
委員の異議はございませんでしょうか。

(異議等無し)

議 長 異議がないようですので、議案書のとおり議事を進行することといた
します。
それでは、報告案件「農地法第5条第1項第6号の規定による届出報
告」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、法
令で定めるところ、すでに専決規程により処理済みでございます。議
案書の2ページをご覧ください。地図と写真は1をご覧ください。
受付番号1(譲受人・譲渡人の氏名等を説明)。場所は、国分神社北西
約150mの国分市場1丁目に位置しております。届出地は、山林を
転用目的としています。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございま
せんか。

(意見等無し)

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(意見等無し)

議 長 異議が無いということでございますので、議決案件に移らせていただきます。議決案件1件目「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。議案書の3ページをご覧ください。地図と写真は2をご覧ください。受付番号2（譲受人・譲渡人の氏名等）。場所は、柏羽藤クリーンセンター雁多尾畑最終処分場南西約200mの雁多尾畑に位置しております。当該地にて養鶏をされる予定です。譲受人は新規の農地取得ではありませんが、ご本人様は年間300日、従業員を一人雇い、その方も年間300日の合計600日従事する計画を提出いただいております。農地を取得するのに問題はないと考えております。
説明は以上です。本申請について、ご審議賜りますようお願い申し上げます

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

間下委員 何を作られるのでしょうか？

事務局 養鶏で卵を作られます。

議 長 他に何かございませんか？
ないようですので、それでは、決議をとります。なお、議決案件となりますので、採決は農業委員のみとなりますのでご了承ください。申請について、「許可」してよろしいですか、お諮りします。

(委員全員異議無しとの声上がる)

議 長 異議がないようですので、「許可」することといたします。

続きまして、議決案件 2 件目の「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。議案書の 3 ページをご覧ください。地図と写真は 3 をご覧ください。受付番号 3（譲受人・譲渡人の氏名等を説明）。場所は、まどか保育園南西、南東それぞれ約 150 m の太平寺 2 丁目に位置しております。譲受人は柏原市各地にてワイン用のぶどうを生産されており、当該地においてもぶどうを生産される予定です。
説明は以上です。本申請について、ご審議賜りますようお願い申し上げます

議長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

(地元委員意見等無し)

議長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

間下委員 確認ですが、以前は、法人は農地を取得できなかったところ、企業が農地を取得できるよう法律も変わりましたが、今回は、どのような法人で、どのような資格に該当されるのでしょうか。

事務局 農地所有適格法人として定款に記載されており、役員の過半を農業従事者であると認められた法人です。
法的には農地所有適格法人として、農地取得が認められる法人となっております。

間下委員 柏原市にその他にどのような法人があるのでしょうか。今回が初めてですか。

事務局 ○○様も農地所有適格法人として柏原市の農地を取得されています。

間下委員 法人としては、年度毎に報告しないといけない等、報告義務とかあるのでしょうか。

事務局 年に一度、報告義務があります。

議長 他に何かございませんでしょうか。
それでは、決議をとります。なお、議決案件となりますので、採決は農業委員のみとなりますのでご了承ください。申請について、「許可」してよろしいですか、お諮りします。

(委員全員異議無しとの声上がる)

議長 異議がないようですので、「許可」することといたします。
続きまして、議決案件「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する意見決定について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。なお、説明につきましては、所管部署が産業振興課でありますので、兼務しております農業委員会事務局からさせていただきます。議案書の4ページをご覧ください。地図と写真は4をご覧ください。
受付番号4 貸借権等の設定を受ける者(借り手)、所有者(貸し手)の氏名について説明。場所は、まどか保育園北東約100mの大県4丁目に位置しております。本件土地は生産緑地の農地であります。令和7年3月3日に柏原市役所で条件のすり合わせを行った際双方貸借を希望されましたので、本件の上程となりました。本件土地ではぶどうを栽培されています。貸借で3年を予定しております。説明は以上でございます。本申請について、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、それぞれ地元の委員様は何かご意見ございますか。

(地元 委員意見等無し)

議長 他の委員の皆様は、何かご意見等ございませんか。

(意見等無し)

議 長 それでは、決議をとります。なお、議決案件となりますので採決は農業委員のみとなりますのでご了承ください。
この都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する意見決定について、市に対し「異議無し」と回答してよろしいですか、お諮りします。

(委員全員異議無しとの声上がる)

議 長 ありがとうございます。本件について「異議無し」との意見決定として市に対して回答することと致します。
続きまして、「その他案件」につきまして事務局よりお願い致します。

事務局 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、お配りしております資料のとおり目標を策定しております。農業会議及び大阪府へ報告、確認してよろしいでしょうか。また、その後修正なければ、市のHPにて公表してよろしいでしょうか。

議 長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様は何かご意見等ございませんか。

(意見等無し)

議 長 ご意見がないようですので、事務局より連絡事項等あればお願いします。

事務局 農業時報および大阪府農業会議より農業委員会業務推進にかかる資料が3つ届いておりますので、お持ち帰りください。
また、活動報告につきまして、テーブルにおいてお帰り下さい。
事務局からは以上です。

間下委員 もうひとつ、質問です。農地パトロールによる遊休農地の発生防止について、毎年、農業委員と一緒に回り、その後、事務局から文書が送られるが、農地パトロールの後に、協議・対策をして、遊休農地をなくすという認識の一致が必要である。困っている方もおられるので、遊休農地をなくすという組織にしてほしいと思います。

事務局 毎年度、農地パトロールの調査結果の後追いについては、先月に、報告させていただいた通りとなりますが、担当の委員様と細かく情報共有した方が良いというご意見でよろしいでしょうか。
解消に向かって進んでいる場合は、定例会にてご報告をさせていただくことでよろしいかと思いますが、解消が進まない場合は、各地区の委員様と事務局の方で、何が出来るかをお話させていただく機会を持つという方向で、いかかでしょうか。

議長 皆さまよろしいでしょうか。

(意見等無し)

議長 それでは、閉会にあたりまして一言、田中圭作会長代理よりお願いします。

田中圭作 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

会長代理 次回の農業委員会は、令和7年5月12日(月)午後1時30分から市役所4階大会議室にて開催させていただく予定となっております。

これをもちまして、4月定例農業委員会を終了致します。
ありがとうございました。

閉 会 午 後 1 時 5 0 分

本会議顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 川口 智司

議事録署名者 新屋 広子

議事録署名者 乾 一